

下呂市監査告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和7年度定期監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市長から通知がありましたので、公表します。

令和8年3月3日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

令和7年度 定期監査結果（11月実施分）指摘事項等に伴う措置状況

指摘事項（1）市民会館及び公民館の管理について
担当課：地域振興課、下呂振興事務所、萩原振興事務所、金山振興事務所
<p>下呂市市民会館条例に基づく会館と下呂市公民館条例に基づく公民館が一体となっている建物が3つある。星雲会館、下呂市民会館、金山市民会館である。</p> <p>使用の許可権者は、市民会館については市長、公民館については教育委員会である。これらの会館は室ごとに市民会館と公民館の区分があるが、使用許可申請書を確認すると、許可権者の記載が条例、規則と異なっているものや、許可権者の宛名がないものなどがあった。</p> <p>条例、規則を踏まえ、様式等を整備され、的確な運用をされたい。</p>
措置状況
<p>（措置済、改善中、未措置）</p> <p>現状の規則では、同じ市民会館内でも使用する室によって使用許可申請書が二つに分かれることとなります。そのため、使用者の利便性を損なわない方向で市民会館管理規則及び公民館管理規則の改正を検討し、現状に即した運用が可能となるよう改正案の作成を進めています。</p>
指摘事項（2）下呂市小坂山村開発センター管理規則について
担当課：小坂振興事務所
<p>下呂市小坂山村開発センター条例第5条で「センターの施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。」となっており、下呂市小坂山村開発センター管理規則において、小坂山村開発センター使用・減免許可申請書（様式第1号）、下呂市小坂山村開発センター使用不許可通知書（様式第2号）、下呂市小坂山村開発センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）、下呂市小坂山村開発センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）が定められている。</p> <p>使用されている様式について確認したところ、許可権者が下呂市教育委員会となっていたことから、市長名に変更されたい。</p>
措置状況
<p>（措置済、改善中、未措置）</p> <p>下呂市小坂山村開発センター管理規則の様式第1号から様式第5号の許可権者を下呂市教育委員会から下呂市長に改めました。</p> <p>（法令審査日令和7年11月26日 決裁日令和7年11月27日）</p>
監査意見（1）遺留金等の管理について
担当課：社会福祉課、高齢福祉課、健康課
<p>現在、遺留金等の管理対象となっている者は、死亡時において、生活保護受給者が10名、養護老人ホーム入所者が9名、墓地埋葬法による者が1名である。令和7年9月30日現在、現金計1,291,827円が歳入歳出外現金として保管されている。預金通帳、有価証券等は、下呂市福祉事務所長（福祉部長）が金庫にて保管している。</p> <p>令和7年4月1日施行にて「下呂市生活保護受給者遺留金品取扱要綱」「下呂市老人ホー</p>

ム入所者等の葬祭及び遺留金品取扱要綱」を定められ、今後、相続人探しなどが実施される。また、墓地埋葬法による者については、国、県の手引きを参考にして事務が進められる。

生活保護受給者関係は社会福祉課、養護老人ホーム関係は高齢福祉課、墓地埋葬法関係は健康課と所管が異なっているが、各課ともまずは引き続き遺留金等の管理を徹底されたい。特に、預金通帳、有価証券等は、管理台帳に記載するとともに、下呂市福祉事務所長（福祉部長）及び市民保健部長に確実に引き継ぎを行われたい。

措 置 状 況

(措置済、改善中、未措置)

各課において遺留金管理台帳に記録の上、現金については歳入歳出外現金として保管し、預金通帳及び付属する印鑑や有価証券、書類については、散逸しないよう一人ずつ取りまとめて保管袋に入れ、下呂市福祉事務所長（福祉部長）及び市民保健部長に対し、担当課長より引き継ぎを行い福祉部内金庫（社会福祉課・高齢福祉課）及び会計課内金庫（健康課）に保管している。

今後においては要綱や国県の手引きにより相続人等へ引き渡しが行えるよう事務を進めてまいります。